

福所江漁港漁船保管施設業務仕様書

1. 事業目的

福所江漁港の漁船保管施設において（以下、「施設」という。）施設の管理に関する業務について、民間団体の有するノウハウを生かし、適正な維持管理を遂行していただくため、その業務の一部をCSOへの委託により実施します。

2. 業務場所

- ・福所江漁港漁船保管施設（小城市芦刈町）

3. 業務内容

（1） 施設内巡回指導・清掃等

ア 月に1回以上施設内を巡回し、施設の使用届が提出されていない船舶がある場合には、所有者に連絡をとって撤去或いは届出書を提出してもらうよう指導を行う

イ 所有者不明の船舶を発見した場合は、船舶の検査番号を確認し、委託者に通知する

ウ 必要に応じ適宜施設内の清掃を月1回以上行う

（2） その他 別途契約する契約書に記載される事項

4. 契約期間

令和8年4月1日～翌年3月31日

5. 契約方法

提出された書類により、見積り参加資格要件を満たしているか審査します。

その後、資格を有する団体から別途見積りをご提出いただき、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結します。

見積書の提出依頼及び契約等については、佐賀中部農林事務所が行います。